

松本市学校教育情報化推進計画

令和元年 9 月
松本市教育委員会



目次

はじめに.....	2
第1章 計画の策定について.....	3
1 目的.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 松本市を取り巻く現状と課題.....	4
1 教育の情報化に関わる社会動向.....	4
2 松本市の現状.....	6
3 松本市の課題.....	9
第3章 松本市が目指す方向性.....	11
1 目標.....	13
第4章 施策及び取組内容.....	15
目標1 児童生徒が様々な場面でICTを活用できる環境の実現.....	15
基本方針1 主体的・対話的で深い学びの実現.....	16
基本方針2 個に応じた学習の充実.....	17
基本方針3 情報モラル学習の推進.....	18
基本方針4 小規模校の特色を生かした学習.....	20
目標2 教員のICT活用指導力の向上とICT環境の充実.....	21
基本方針5 学習指導要領に沿った教育の推進.....	22
基本方針6 指導者用ICT環境の充実.....	24
基本方針7 教員のICT活用指導力の向上.....	25
基本方針8 カリキュラム・マネジメントの推進.....	27
目標3 校務の効率化による児童生徒と向き合う時間の創出及び教員の負担感の軽減.....	28
基本方針9 校務の情報化の推進.....	29
目標4 情報セキュリティの確保と利便性の両立.....	31
基本方針10 情報セキュリティ対策の強化.....	32
目標5 ICTを活用するための支援体制.....	34
基本方針11 安心してICTを活用するための支援体制の充実.....	35
基本方針12 計画を円滑に推進していくための組織体制の確立.....	36
第5章 計画の推進に向けて.....	38
1 計画の進捗管理.....	38
参考 用語集.....	38

はじめに

近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけＩＣＴ（情報通信技術）は日々進化し、スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもインターネットを介し情報の収集や発信をすることができるようになりました。

国は、「教育の情報化加速化プラン」「第３期教育振興基本計画」、「平成３０年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」などで、学校におけるＩＣＴ環境の目標水準を示し、新学習指導要領（小学校及び中学校：平成２９年３月告示）では、「社会に開かれた教育課程」の実現などを基本的な考えに位置付け、「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善、各学校での「カリキュラム・マネジメント」の確立、小学校での英語の教科化、プログラミング教育などが盛り込まれ、これからの時代を見据えた学校教育の方向性が示されました。こうした動きに合わせ、ＩＣＴの環境整備や学校業務の適正化を進めるほか、子どもたちの資質・能力を高めるため、学習スタイルの多様化や発達の段階、特性などに応じた教育が求められています。

本市では、「第２次松本市教育振興基本計画」において、確かな学力の向上に向け、ＩＣＴを活用した学習環境の整備により、情報活用能力を育成することは有効であると期待しています。

しかし、ＩＣＴは万能ではありません。ＩＣＴ機器の整備やＩＣＴを使用することが目的になってしまいがちですが、ＩＣＴは「主体的・対話的で深い学び」や「分かりやすい授業・学習」の実現のためのツールです。

本計画は、教育委員会と学校が教育の情報化の基本的な考え方と進めるべき方向性について共通のビジョンを持ち、より効果的なＩＣＴ機器の整備と活用方法を模索しながら、教育の質の向上につなげることにより、郷土松本を担う子どもたちが、未来に向かって成長し、これからの社会をたくましく生きていくことができるように、「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」を育成することを目指し、策定することとしました。

令和元年９月 松本市教育委員会教育長 赤羽 郁夫

第1章 計画の策定について

1 目的

近年のグローバル化や急速な情報通信技術の発展等、これからの21世紀を生きる子どもたちは変化の激しい時代を生きていきます。そうした変化の激しい時代を生き抜くため、児童生徒一人ひとりに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成することが求められます。

本計画は、松本市の教育の情報化について、学校と教育委員会が考え方や方向性を共にして、授業や校務におけるICT機器の活用や整備を進め、学校教育の質の向上を図り、松本市のこれからの担う児童生徒に還元していくことを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、内閣府及び文部科学省の政策並びに松本市の教育大綱に位置付けられる『第2次松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」』のうち、教育の情報化分野における推進計画です。

本計画は、『第2次松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」』、「松本市新情報化基本計画」等と連携・整合を図り、教育の情報化を推進していくために策定するものとします。

なお、文部科学省の政策については、教育及び教育の情報化に関する政策として、「第3期教育振興基本計画」、「新学習指導要領」、「教育の情報化ビジョン」、「教育の情報化加速化プラン」、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「学校における働き方改革に関する緊急対策について」などが挙げられます。



3 計画の期間

本計画の施行は、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間とします。

第2章 松本市を取り巻く現状と課題

1 教育の情報化に関わる社会動向

現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要となります。この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増し、2030年頃には、第4次産業革命とも言われるIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されています。子どもたちを取り巻く環境は、情報化に限らず、グローバル化、家庭の状況変化など、大きく変化しています。こうした将来の変化を予測することが困難な時代を前に、新しい時代を生きる子どもたちに合った学校教育について検討・準備し、子どもたちが、現在と未来に向けて、自らの人生を拓き、自らの生涯を生き抜く力を培っていくことが求められます。

【授業におけるICT環境について】

教育の情報化を推進するため、内閣府及び文部科学省では様々な計画や方針を定めています。特に、第3期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進については、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めており、「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめています。

その中で、学習者用コンピューターの整備について以下のように定め、授業においても児童生徒が日常的にICTを活用できる環境の整備を求めています。

(1) 学習者用コンピューター

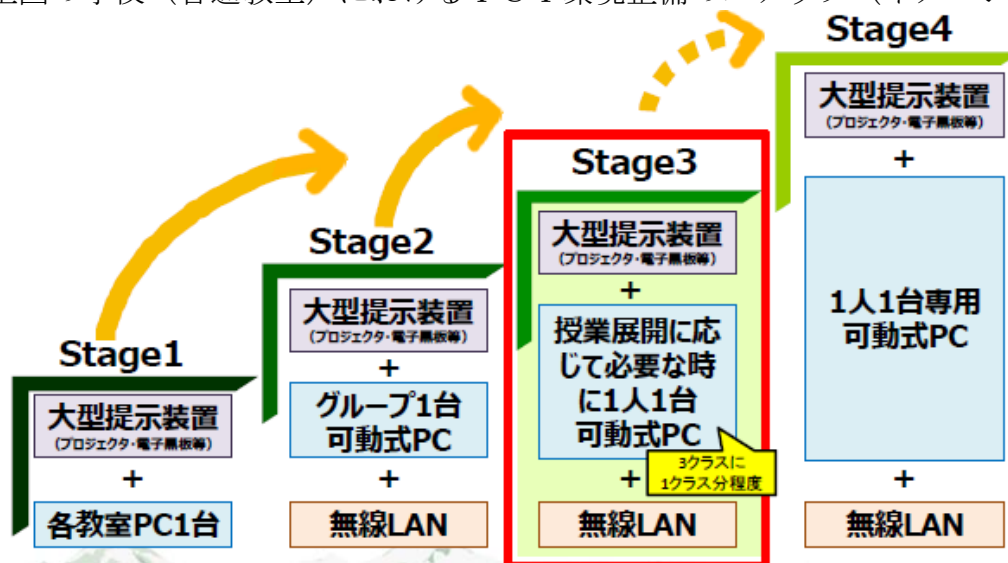
現行の3.6人/台から3クラスに1クラス分程度に変更【授業展開に応じて必要なときに「1人1台環境」を可能とする環境の実現】(1日1コマ分程度を当面の目安とする。)

(2) 電子黒板

「大型提示装置」に名称変更(スペックの見直し)

※ ①提示機能、②インタラクティブ機能のうち、「大きく映す」という①の提示機能を必須とした上で、実際の学習活動を想定し、配備を進めることが適当

(参考) 全国の学校(普通教室)におけるICT環境整備のステップ(イメージ) 抜粋



出典: http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiefieldfile/2018/07/20/1407394_7_1.pdf

【校務における I C T環境について】

国は学校における働き方改革の「緊急提言」（平成29年8月29日）を示し、「教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。」としています。また、統合型校務支援システムを活用し、成績処理や通知表の作成、指導要録への記載などの学習評価を始めとした業務の効率化を図るとともに、I C Tを活用し、教材の共有化を積極的に進めることが求められます。

【セキュリティ対策について】

国は、学校における情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示し、以下の6つの基本的な考え方の下、具体的な対策基準をまとめています。

- (1) 組織体制を確立すること。
- (2) 児童生徒による機微情報へのアクセスリスクへの対応を行うこと。
- (3) インターネット経由による標的型攻撃等のリスクへの対応を行うこと。
- (4) 教育現場の実態を踏まえた情報セキュリティ対策を確立させること。
- (5) 教職員の情報セキュリティに関する意識の醸成を図ること。
- (6) 教職員の業務負担軽減及びI C Tを活用した多様な学習の実現を図ること。

特に、学校に求められる技術的な対策としては、外部ネットワークからの標的型攻撃への対策や、児童生徒の機微な情報へのアクセスリスクへの対応を急務とし、教員及び児童生徒が、安心して学校においてI C Tを活用できるようにするために必要不可欠な条件となっています。

2 松本市の現状

松本市ではこれまでに、国の方針に沿って、パソコン教室の整備、授業における教員のICT環境や校務環境の整備とその活用促進などに取り組んできました。これらの取り組みにより、教員のICTを活用した授業やパソコン教室の活用、校務の情報化が進んでいます。その反面、児童生徒のICT機器の活用や、学校の働き方改革に伴う校務事務の効率化、セキュリティ対策の強化が必要であることが、現地訪問調査やWebアンケート調査から分かりました。

令和2年に小学校、令和3年に中学校で本格実施となる『新学習指導要領』や、平成29年10月に公表された『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』、平成29年12月に公表された『教員の働き方改革に関する緊急対策』を踏まえ、現在の環境の見直し、改善が必要となります。

松本市が目指す「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」を育てるためには、授業において、様々な場面で児童生徒のICT活用機会を増やし、教育の質を向上させるための児童生徒向けのICT環境の整備や、情報セキュリティ対策について検討が必要です。校務においては、教員と児童生徒が向き合う時間の確保や教員の負担感の軽減を目的とした統合型校務支援システムの整備や教員の業務内容の見直しが必要です。

また、現状のネットワーク環境は、平成24年に整備されたものであり、文部科学省が平成29年10月に公表した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」で求める環境と異なっています。

そのため、現状の松本市の環境や運用方法を考慮しながら、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に即した整備を行っていくことが必要となります。

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果
(平成29年度)」を基にしたICT環境の整備率

調査項目	単位	松本市		長野県			全国
		小学校	中学校	小学校	中学校	県全体	
学校数	校	29	22	362	187	653	33,638
教育用コンピューター 1台当たりの児童生徒数	人／台	<u>9.2</u>	<u>8.1</u>	6.1	5.6	6.0	5.6
普通教室の電子黒板整備率	%	<u>17.7</u>	42.7	33.4	38.7	32.3	26.8
普通教室のLAN整備率	%	100.0	98.4	97.8	95.8	97.8	90.2
普通教室の無線LAN整備率	%	<u>7.8</u>	<u>2.0</u>	32.7	40.6	30.8	34.5
インターネット接続率 (光ファイバー回線)	%	100.0	100.0	89.5	88.2	90.2	92.2
インターネット接続率 (100Mbps以上回線)	%	<u>0.0</u> (100.0)	<u>0.0</u> (100.0)	36.7	31.7	43.6	63.2
		(H30年度整備済)					
教員の校務用コンピューター整備率	%	<u>104.0</u>	121.9	125.9	129.8	123.8	119.9
校務支援システム整備率	%	100.0	100.0	74.3	76.5	76.3	86.3
統合型校務支援システム整備率	%	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	24.3	26.2	22.8	52.5
指導者用デジタル教科書の整備率	%	100.0	86.4	50.3	64.7	47.9	50.6
教育情報セキュリティポリシーの策定状況	%	100.0	100.0	91.2	92.5	92.8	82.2
学校C I Oの設置状況	%	<u>0.0</u>	<u>0.0</u>	42.0	31.6	36.6	44.4

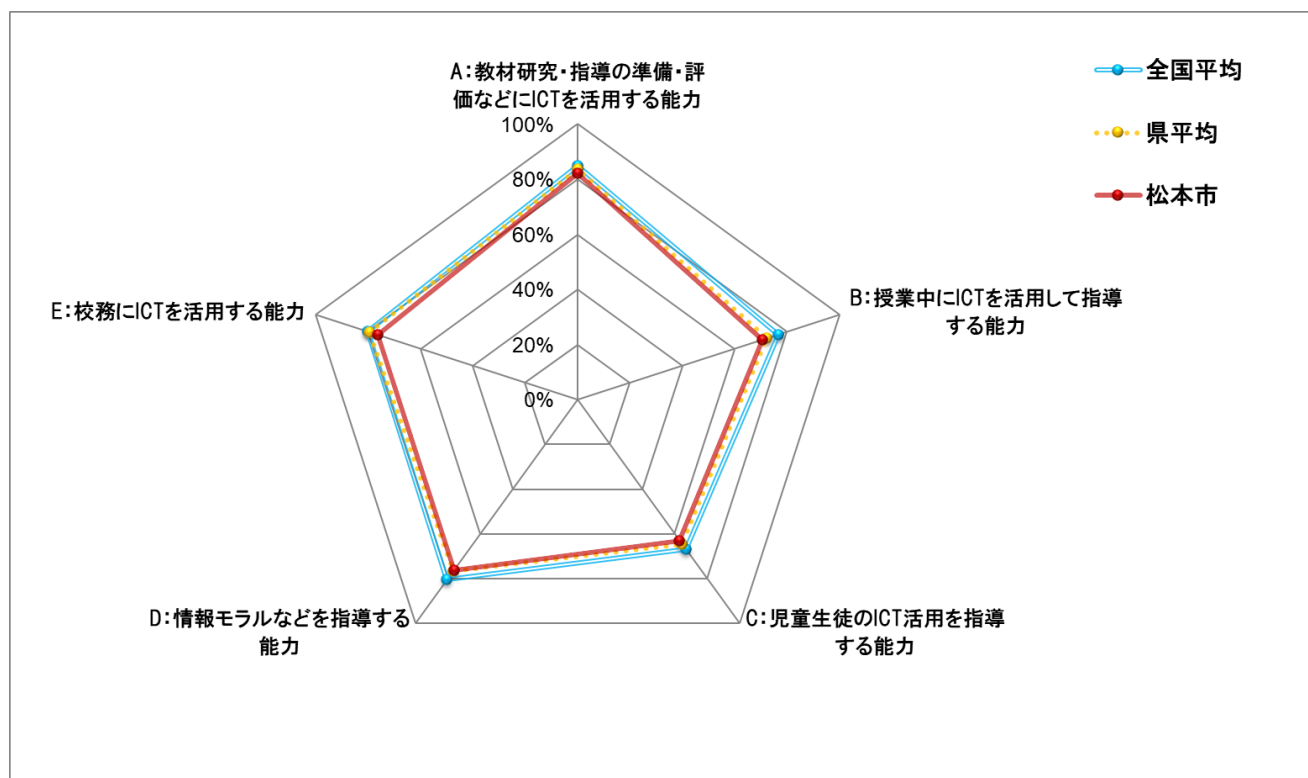
※ 県の全体には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が含まれます。

※ 松本市の整備率が県平均、全国平均を下回っている項目には下線を引いています。

教員の I C T活用指導力に関する比較

松本市の教員の I C T活用指導力は、全ての項目において県平均及び全国平均を下回っています。教員の I C T活用指導力の向上のための取組みが急務となっています。

教員の I C T活用指導力調査項目	松本市	長野県 平均	全国 平均
A : 教材研究・指導の準備・評価などに I C Tを活用する能力	<u>82.1%</u>	83.7%	84.8%
B : 授業中に I C Tを活用して指導する能力	<u>70.7%</u>	72.3%	76.6%
C : 児童生徒の I C T活用を指導する能力	<u>63.0%</u>	64.5%	67.1%
D : 情報モラルなどを指導する能力	<u>76.4%</u>	76.8%	80.6%
E : 校務に I C Tを活用する能力	<u>76.2%</u>	79.5%	80.2%



※ A～E の各カテゴリについて「わりにできる」又は「ややできる」と回答した教員の割合です。

※ 松本市の整備率が県平均、全国平均を下回っている項目には下線を引いています。

3 松本市の課題

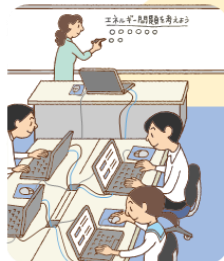
本計画策定に当たり、松本市の全教職員向けのアンケート調査及び現地訪問調査を実施し、その結果を以下の16項目の課題・要望にまとめました。本計画は、次に記載する課題・要望を考慮した計画とします。

NO.	区分	課題・要望	具体的施策との対応
1	運用	整備されたＩＣＴ機器をより活用していくために、研修等の支援を手厚くし、教員のＩＣＴ活用指導力を向上することが必要である。	教員のＩＣＴ活用指導力の育成
2	整備 運用	児童生徒のＩＣＴ活用頻度が少ない。	児童生徒のＩＣＴ活用機会の創出
3	整備 運用	プログラミング教育を行いたいが必要な機器が不足している。	児童生徒のＩＣＴ活用機会の創出 プログラミング教育の推進
4	整備	教育用ＩＣＴ機器が不足している。	児童生徒のＩＣＴ活用機会の創出 特別支援学級でのＩＣＴ活用機会の創出
5	整備	普通教室でのＩＣＴ機器の設置に時間がかかり、授業等で活用をすることが難しい。	児童生徒のＩＣＴ活用機会の創出
6	整備	授業等で日常的に情報モラル教育を行いたい、必要な教材等がない。	日常的に情報モラル教育を行うための教材等の整備
7	整備	指導者用のデジタル教科書を主要教科分整備して欲しい。	使いたいときにすぐに使うことのできる指導者用ＩＣＴ環境の検討・整備
8	整備	ＩＣＴ機器の起動や、動画の再生に時間がかかる。	使いたいときにすぐに使うことのできる指導者用ＩＣＴ環境の検討・整備
9	運用	情報モラルについて、ＳＮＳ等に関する知識が不足しており、指導することが難しい。	教員の情報モラル教育に関する指導力向上
10	運用	機器の不足により、年間指導計画にＩＣＴに関する記載をすることができていない。	新しいＩＣＴ環境に応じた学校経営計画や教育計画の検討
11	整備 運用	成績処理の作業フローが市内で統一されていない。	校務の効率化をめざす環境の整備
12	整備	成績処理の転記作業により校務の負担が大きいため、校務支援システムを導入して欲しい。	校務の効率化をめざす環境の整備
13	整備 運用	ＩＣＴ機器を活用した教材研究の時間を確保することが難しい。	校務の効率化及び管理職の業務内容の見直し

NO.	区分	課題・要望	具体的施策との対応
14	整備	学校だけでなく、学校外からも校務を行うことができる環境を整えて欲しい。	教員の多様な働き方に対応した環境の整備
15	整備	教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインで求められる環境と、今の松本市の学校環境とに差異がある。	松本市学校情報セキュリティポリシーの策定及び見直し 松本市学校情報セキュリティポリシーに沿ったＩＣＴ環境の整備
16	運用	ＩＣＴ機器のトラブル時にすぐにサポートをしてくれるＩＣＴ支援員を配置して欲しい。	トラブル時のスムーズなサポート

第3章 松本市が目指す方向性

授業スタイルの多様化

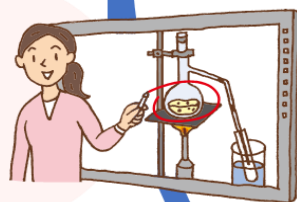


目標2 教員のICT活用指導力の向上とICT環境の充実

- 学習指導要領に沿った教育の推進
- 指導者用ICT環境の充実
- 教員のICT活用指導力の向上
- カリキュラム・マネジメントの推進

- 「松本市学びスタイル（仮称）」を作成し、全校に普及することで、授業の質の向上を図る。
- 指導者用ICT環境を充実させ、教員のICT活用を促進する。
- 教員のICT活用指導力の向上を図り、わかりやすい授業を実施する。
- ICTの活用を考慮した年間指導計画を作成する。

わかりやすい授業の実現



『たくましく未

目標4 情報セキュリティの確保と利便性の両立

● 情報セキュリティ対策の強化

- 松本市学校情報セキュリティポリシーの策定を行い、松本市の情報セキュリティ対策の向上を図る。
- 松本市学校情報セキュリティポリシーに沿ったICT環境の整備を行い、松本市に合った情報セキュリティ対策の確保と利便性の両立を図る。

学都松本をめざして

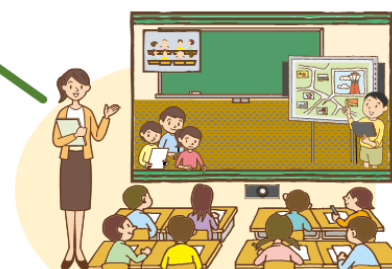
松本市学校教育情報化推進計画

目標1

児童生徒が様々な場面でICTを活用できる環境の実現

- 主体的・対話的で深い学びの実現
- 個に応じた学習の充実
- 情報モラル学習の推進
- 小規模校の特色を生かした学習

- 各学校で児童生徒が主体的にICTを活用した学習活動を促進する。
- 児童生徒の個々の能力に応じたICT活用を促進する。
- 各学校での日常的な情報モラル学習の促進を図る。
- 小規模校での児童生徒間のコミュニケーションを促進し、教育の質の向上を図る。



遠隔授業による特色ある教育

目標3

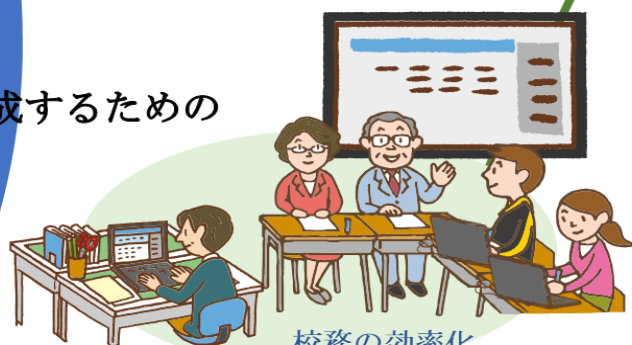
校務の効率化による児童生徒と向き合う時間の創出及び教員の負担感の軽減

- 校務の情報化の推進

- 統合型校務支援システム等の整備を行い、教員の校務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間や教材研究等の時間の充実を図る。
- 教員の多様な働き方を実現し、教員の負担軽減及びワークライフバランスの実現を図る。

来を拓く心豊かな松本の子』を育成するための

ICTを活用した教育の実現



校務の効率化

目標5

ICTを活用するための支援体制

- 安心してICTを活用するための支援体制の充実
- 計画を円滑に推進していくための組織体制の確立

- ICT支援員の配置、保守窓口の一本化を行い、教員の負担感の軽減を図る。
- 教育委員会内部の体制を強化し、計画の円滑な推進を図る。
- 教育委員会と市長部局との連携を行い、計画の円滑な推進を図る。



テレワークの実現

© JMC CO., LTD.

1 目標

本計画における目標を達成するために、以下の基本方針、具体的施策を掲げ実施します。

目標		基本方針		具体的施策	
1	児童生徒が様々な場面でＩＣＴを活用できる環境の実現	1	主体的・対話的で深い学びの実現	1	児童生徒のＩＣＴ活用機会の創出
		2	個に応じた学習の充実	2	特別支援学級でのＩＣＴ活用機会の創出
		3	情報モラル学習の推進	3	日常的に情報モラル学習を行うための教材等の整備
				4	児童生徒のＩＣＴ利用実態の把握及び情報モラル研修の実施
		4	小規模校の特色を生かした学習	5	小規模校の特色を生かした学習を実施するために必要な環境の整備
2	教員のＩＣＴ活用指導力の向上とＩＣＴ環境の充実	5	学習指導要領に沿った教育の推進	6	情報活用能力の育成
				7	プログラミング教育の推進
		6	指導者用ＩＣＴ環境の充実	8	使いたいときにすぐに使うことのできる指導者用ＩＣＴ環境の検討・整備
		7	教員のＩＣＴ活用指導力の向上	9	教員のＩＣＴ活用指導力の育成
				10	教員の情報モラル教育に関する指導力の育成
		8	カリキュラム・マネジメントの推進	11	新しいＩＣＴ環境に応じた教育計画の検討

目標		基本方針		具体的施策	
3	校務の効率化による児童生徒と向き合う時間の創出及び教員の負担感の軽減	9	校務の情報化の推進	12	校務の効率化のための環境の整備
				13	教員の多様な働き方に対応した環境の整備
4	情報セキュリティの確保と利便性の両立	10	情報セキュリティ対策の強化	14	松本市学校情報セキュリティポリシーの策定
				15	松本市学校情報セキュリティポリシーに沿ったＩＣＴ環境の整備
5	ＩＣＴを活用するための支援体制	11	安心してＩＣＴを活用するための支援体制の充実	16	トラブル時のスムーズなサポート
		12	計画を円滑に推進していくための組織体制の確立	17	教育委員会内外の組織体制の強化

令和５年度の整備に関する数値目標を以下のとおり設定します。

項目	単位	平成２９年度		令和５年度の整備目標		
		小学校	中学校	小学校	中学校	全体
教育用コンピューター １台当たりの児童生徒数	人／台	9.2	8.1	3.0	3.0	3.0
普通教室の電子黒板整備率	%	17.7	42.7	100.0	100.0	100.0
普通教室の無線 LAN 整備率	%	7.8	2.0	100.0	100.0	100.0
統合型校務支援システム 整備率	%	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0
学校ＣＩＯの設置状況	%	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0

第4章 施策及び取組内容

目標1 児童生徒が様々な場面でICTを活用できる環境の実現

児童生徒が様々な場面でICTを活用できる環境の実現を目標とし、ICT環境の整備やICT支援員等の人的支援の配置、効果的な学習方法の検討・周知を行います。本目標では、児童生徒の情報活用能力を育成するための取り組み、特別支援学級における個に応じた学習の充実、情報社会において適切な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するための情報モラル学習の推進、小規模校の特色を生かした学習を実現するための環境整備や学習方法の検討の四つの基本方針を設定し、それぞれ具体的な取組内容を掲げ、実行します。

活動方針

- (1) 各学校で児童生徒が主体的にICTを活用した学習活動を促進する。
- (2) 児童生徒の個々の能力に応じたICT活用を促進する。
- (3) 各学校での日常的な情報モラル教育の促進を図る。
- (4) 小規模校での児童生徒間のコミュニケーションを促進し、教育の質の向上を図る。

基本方針1 主体的・対話的で深い学びの実現

具体的施策① 児童生徒のICT活用機会の創出

【実施内容】

ア 多様な学習活動を推進できる児童生徒向けICT環境の整備

(ア) 児童生徒の一斉学習や個別学習、協働学習等の多様な学習活動を推進するために必要な学習者用コンピューターの段階的な増設、様々な学習場面で有効に活用することができる学習者用のソフトウェアの検討及び整備、小・中学校の特別支援学級を含む各教室に、無線LAN環境の常設等のICT環境の整備を行う。【教育委員会】

イ ICT支援員を活用した市内でのICT活用事例の共有・周知

(ア) ICT支援員を活用した市内でのICT活用事例の共有・周知を行う。【教育委員会】

(イ) ICT活用事例を参考に、児童生徒のICT活用機会の創出する。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	無線 L A N 環境 の整備	整備 (中学校)	整備 (小・中学校)			
	学 習 者 用 コ ン ピ ュ ー タ ー の 整 備		各校 4 0 台タブレット を整備 (予備機 5 台含む。)		3 クラスに 1 クラス分	
	ソフトウェアの 検討	検討	整備 (小学校)	整備 (中学校)		
	大型提示装置の 増設	整備 (中学校)	整備 (小・中学校)			
イ	I C T 支援員を 活用した市内で の I C T 活用事 例の共有・周知	配置・拡大				

基本方針 2 個に応じた学習の充実

具体的施策② 特別支援学級での I C T活用機会の創出

【実施内容】

- ア 特別支援学級における学習者用コンピューター・ソフトウェア等の整備・増設
 (ア) 個に応じた学習の充実のため、特別支援学級における学習者用コンピューター（タブレット端末）の増設と、学習者用アプリケーションの検討・整備を行う（具体的施策①実施内容アと併せて実施）。【教育委員会】
- イ 特別支援学級での I C T活用方法の検討
 (ア) I C Tを活用した個に応じた学習方法の検討を実施する。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	学習者用コンピューター	検討	整備 (小学校)	整備 (中学校)		
	学習者用アプリケーション	検討	整備 (小学校)	整備 (中学校)		
イ	特別支援学級での I C T活用方法の検討	学習方法の検討・共有を適宜実施				

基本方針3 情報モラル学習の推進

具体的施策③ 日常的に情報モラル学習を行うための教材等の整備

【実施内容】

ア 情報モラル学習に必要な教材等の整備

(ア) 日常的に情報モラル学習を実施するために必要な教材の検討を行い、整備する。【教育委員会】

イ 年間指導計画への反映

(ア) 各教科等での指導において、情報モラル学習の活動を年間指導計画へ反映し、実施する。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ア	情報モラル学習に必要な教材等の整備	検討	整備			
イ	年間指導計画への反映	先行実施	全面実施 (小学校)	全面実施 (中学校)	年間指導計画の 見直し・実施	

具体的施策④ 児童生徒のICT利用実態の把握及び情報モラル研修の実施

【実施内容】

ア 「松本市立小学校・中学校電子メディア機器等に関するアンケート調査」を踏まえた児童生徒・保護者向け研修等の実施

(ア) アンケート調査で得た松本市の児童生徒の現状を把握した上で、適切な情報モラル研修を児童生徒・保護者に対して実施する。【教育委員会・学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ア	「松本市立小学校・中学校電子メディア機器等に関するアンケート調査」を踏まえた児童生徒・保護者向け研修等の実施	実施				

基本方針4 小規模校の特色を生かした学習

具体的施策⑤ 小規模校の特色を生かした学習を実施するために必要な環境の整備

【実施内容】

ア 遠隔授業を実現するシステム等の検討及び整備

(ア) 小規模校に合った効果的な学習を実施するため、学校間（小規模校以外の学校も含む。）で遠隔授業を実現することが可能なシステム（テレビ会議システム等）やネットワーク環境、ソフトウェア等の検討・整備を行う。また、基本方針10 情報セキュリティ対策の強化での整備内容と併せて、システムの検討を実施する。【教育委員会】

(イ) 他自治体での遠隔授業や、小規模校での事例を参考に松本市の小規模校に合ったICT活用方法の検討を行う。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	遠隔授業を実現するシステム等の検討及び整備		検討		整備	
イ	他自治体の事例等を参考とした小規模校にあった I C T活用方法の検討	事例の収集・必要な環境の検討			実践	

目標 2 教員の I C T活用指導力の向上と I C T環境の充実

「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」を育むために教員の I C T活用指導力の向上及び指導者用 I C T環境の充実により、教育の質の向上を図ります。

学習指導要領に沿った教育を推進するために必要な指導方法の確立や、使いたいときにすぐに使うことのできる指導者用 I C T環境の充実、教員の I C T活用指導力の向上及びカリキュラム・マネジメントの推進の 4 つの基本方針を設定し、それぞれ具体的な実施内容を掲げ、取り組みます。

活動方針

- (1) 「松本市学びスタイル（仮称）」を作成し、全校に普及することで、授業の質の向上を図る。
- (2) 指導者用 I C T環境を充実させ、教員の I C T活用を促進する。
- (3) 教員の I C T活用指導力の向上を図り、分かりやすい授業を実施する。
- (4) I C Tの活用を考慮した年間指導計画を作成する。

基本方針5 学習指導要領に沿った教育の推進

具体的施策⑥ 情報活用能力の育成

【実施内容】

- ア 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する研究
 - (ア) 新学習指導要領で求められる主体的・対話的で深い学びを実践するために、授業改善のための研究を実施する。【学校】
- イ 「松本市学びスタイル（仮称）」の検討・普及
 - (ア) 松本市が目指す児童生徒を育てるための指導方法「松本市学びスタイル（仮称）」に必要な環境を、モデル校での取組みを通して検討する。【モデル校】
 - (イ) モデル校の成果を市内全校へ普及する。【教育委員会】
 - (ウ) モデル校へはＩＣＴ支援員等の人的支援を行う。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ア	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する研究	実施				
イ	「松本市学びスタイル（仮称）」の検討・普及	検討		設置・普及		

具体的施策⑦ プログラミング教育の推進

【実施内容】

ア プログラミング教育の研究と実践

- (ア) プログラミング教育を実施するためにソフトウェアを検討・整備し、具体的施策①実施内容アで整備を行う学習者用コンピューターと併せてプログラミング教育用アプリケーションを活用した授業を研究・実施する。【学校】

イ プログラミング教育実施に向けた教員向け研修等の実施

- (ア) プログラミング教育を小学校の全教員が実施できるようにするため、教員の指導力の向上を目的にした研修を実施する。【教育委員会】
- (イ) プログラミング教材（ロボット等）の貸出や授業実践の支援を行う。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	プログラミング教育に必要な機器等の整備及び教育用アプリケーションを活用した授業の研究・実施	整備				
		授業の研究・実施				
イ	プログラミング教育実施に向けた教員向け研修等の実施	実施				

基本方針6 指導者用 I C T 環境の充実

具体的施策⑧ 使いたいときにすぐに使うことのできる指導者用 I C T 環境の検討・整備

【実施内容】

- ア 授業を担当する教員 1 人 1 台の指導者用コンピューターの整備
 (ア) 小・中学校の各教室で無線 LAN を利用できる環境を整備する。
 (具体的施策①実施内容アと併せて実施)【教育委員会】
 (イ) 授業を担当する教員に対して、1 人 1 台指導者用コンピューターの整備を実施する。【教育委員会】
- イ 様々な学習場面における I C T 活用促進のための周辺機器等の整備
 (ア) 様々な学習場面における I C T 活用促進を図るために必要な大型提示装置や実物投影機等を増設する。
 また、指導者用コンピューターで利用するデジタル教科書や学習者用アプリケーションの導入を検討する。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	無線 LAN 環境の整備	整備 (中学校)	整備 (小・中学校)			
	指導者用コンピューターの整備	検討	具体的施策⑭に対応した整備を実施			
イ	様々な学習場面における I C T 活用促進のための周辺機器等の整備	整備 (中学校)	整備 (小・中学校)			

基本方針7 教員のICT活用指導力の向上

具体的施策⑨ 教員のICT活用指導力の育成

【実施内容】

ア 教員に求められるスキルの検討

(ア) 分かりやすい授業を実施するため、これからの教員に求められるスキルの検討を行い、研修内容や情報化推進リーダー（仮称）の育成に反映する。【教育委員会】

イ ICT活用指導力向上のための研修の実施

(ア) 教員のICT活用指導力の向上を目的とした研修を実施する。【教育委員会】

ウ 情報化推進リーダー（仮称）の養成、校内のICT活用の推進

(ア) 情報化推進リーダー（仮称）を各校に配置するために必要な研修等を実施する。【教育委員会】

(イ) 情報化推進リーダー（仮称）は校内のICT活用を推進する。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	教員に求められるスキルの検討	検討	見直し、研修や育成への反映			
イ	I C T 活用指導力向上のための研修の実施	研修の実施				
ウ	情報化推進リーダー（仮称）の養成、校内の I C T 活用の推進		検討・育成			

具体的施策⑩ 教員の情報モラル教育に関する指導力の育成

【実施内容】

ア 教員向けの情報モラル研修の実施

(ア) 児童生徒への情報モラル教育を行うことができるよう、教員を対象とした情報モラル研修を実施する。【教育委員会】

イ 小・中学校 1 校ずつにモデル校を設置し、取組みを市内で共有

(ア) 情報モラル教育に関するモデル校を設置し、情報モラル教育の在り方、指導方法等について研究を行う。【モデル校】

(イ) モデル校の取組みを市内全校に共有することで、松本市の教員、児童生徒、保護者の情報モラルの向上を図る。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	教員向けの情報モラル研修の実施	情報モラル研修の実施				
イ	小・中学校 1 校ずつにモデル校を設置し、取組みを市内で共有		モデル校の設置			

基本方針8 カリキュラム・マネジメントの推進

具体的施策⑩ 新しいICT環境に応じた教育計画の検討

【実施内容】

- ア 松本市の目指すICT環境を見据えた、年間指導計画例の策定
- (ア) 松本市の目指すICT環境を見据え、効果的なICT活用場面を年間指導計画に記載する等、松本市に合った年間指導計画の例を策定する。【教育委員会】
- (イ) 年間指導計画内にICT活用場面を記載し、各校で今後整備されるICT環境を効果的に利用できるように取り組む。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ア	松本市の目指すICT環境を見据えた、年間指導計画例の策定	検討	策定	周知		見直し

目標3 校務の効率化による児童生徒と向き合う時間の創出及び 教員の負担感の軽減

児童生徒と向き合う時間の創出と教員の負担感の軽減を目標として設定し、校務の効率化を目指します。ここでは、校務の情報化の推進を基本方針として設定しそれぞれ具体的な実施内容を掲げ、取り組みます。

活動方針

- (1) 統合型校務支援システム等の整備を行い、教員の校務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間や教材研究等の時間の充実を図る。
- (2) 教員の多様な働き方を実現し、教員の負担軽減及びワークライフバランスの実現を図る。

基本方針 9 校務の情報化の推進

具体的施策⑫ 校務の効率化のための環境の整備

【実施内容】

ア 校務情報化推進委員会（仮）の設置

（ア）校務の効率化に資する I C T 環境や運用方法の検討を目的とした校務情報化推進委員会（仮称）を設置する。【教育委員会】

イ 統合型校務支援システム（グループウェアを含む。）の整備

（ア）教員の校務負担を軽減するために必要な統合型校務支援システムの整備を行う。併せて、ネットワークや校務用端末の整備についても検討を行う。

【教育委員会】

ウ 校務支援システムを円滑に利用するための教員向け研修の実施

（ア）円滑な校務支援システムの運用を目的とした教員向けの研修を実施する。

【教育委員会】

エ 校務の効率化及び管理職の業務内容見直し

（ア）校務の効率化及び管理職の校務負担の軽減を図るため、業務内容の見直しを行う。【学校】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	校務情報化推進委員会（仮）の設置	委員会の設置・検討				
イ	統合型校務支援システム（グループウェア含む）の整備		モデル校導入	全校導入		
ウ	校務支援システムを円滑に利用するための教員向け研修の実施		モデル校での研修実施	各校での研修実施		
エ	校務の効率化及び管理職の業務内容見直し	業務内容の見直し		業務内容の見直し		業務内容の見直し

具体的施策⑬ 教員の多様な働き方に対応した環境の整備

【実施内容】

ア テレワークの検討及び環境の整備

(ア) 教員の校務負担を軽減するため、学校外でも校務ができるような環境を検討し、整備を実施する。【教育委員会】

(イ) 今後のＩＣＴ環境を見据え、策定する松本市学校情報セキュリティポリシー（具体的施策⑭）や統合型校務支援システムの導入（具体的施策⑫）と併せて実現方法やルール、スケジュールの検討を行った上で、整備を行う。

【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ア	テレワークの検討及び環境の整備	検討		機器等の環境整備		

目標4 情報セキュリティの確保と利便性の両立

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」と、これまでに国の方針に沿って松本市が構築してきた環境を踏まえた上で、十分なセキュリティレベルの確保と同時に、日常的に負担なく I C T機器を活用できるよう、利便性にも配慮した整備を行い、たくましく未来を拓く松本の子を育成するための基盤づくりを行います。

ここでは情報セキュリティ対策の強化を基本方針として設定し、それぞれ具体的な実施内容を掲げ、取り組みます。

活動方針

- (1) 松本市学校情報セキュリティポリシーの策定を行い、松本市の情報セキュリティ対策の向上を図る。
- (2) 松本市学校情報セキュリティポリシーに沿った I C T環境の整備を行い、松本市に合った情報セキュリティ対策の確保と利便性の両立を図る。

基本方針 10 情報セキュリティ対策の強化

具体的施策⑭ 松本市学校情報セキュリティポリシーの策定

【実施内容】

ア 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿った松本市学校情報セキュリティポリシーの策定

(ア) 松本市の現在の環境と「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、今後整備を予定している統合型校務支援システムや、テレワークの実現等様々な視点から検討を行い、学校情報セキュリティポリシーの策定を行う。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿った松本市学校情報セキュリティポリシーの策定					

具体的施策⑮ 松本市学校情報セキュリティポリシーに沿った I C T 環境の整備

【実施内容】

- ア 松本市学校情報セキュリティポリシーに沿ったセキュリティ対策の検討・整備
 (ア) 松本市学校情報セキュリティポリシーに基づき、ネットワークの分離、二要素認証、暗号化等のセキュリティ対策の検討及び整備を行う。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	ネットワーク分離	検討		整備を実施		
	学習者用・指導者用コンピューターの整備					
	二要素認証や暗号化対策の検討・整備					

目標5 ICTを活用するための支援体制

ICT環境を整備し、それを活用するための支援体制の確立を図ります。

ここでは、安心してICTを活用するための支援体制の充実と本計画を円滑に推進していくための組織体制の確立の二つの基本方針を設定し、それぞれ具体的な実施内容を掲げ、取り組めます。

活動方針

- (1) ICT支援員の配置、保守窓口の一本化を行い、教員の負担感の軽減を図る。
- (2) 教育委員会内部の体制を強化し、計画の円滑な推進を図る。
- (3) 教育委員会と市長部局との連携を行い、計画の円滑な推進を図る。

基本方針 1 1 安心して I C T を活用するための支援体制の充実
 具体的施策⑩ トラブル時のスムーズなサポート

【実施内容】

ア I C T 支援員等人的支援の配備

(ア) トラブル時のスムーズなサポートや、教員が安心して I C T を活用することができるようにするための I C T 支援員等の人的支援を行う。【教育委員会】

イ 保守対応窓口の一本化

(ア) トラブル時のスムーズなサポートを行うために、各学校の保守対応窓口の一本化を行う。【教育委員会】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	I C T 支援員等 人的支援の配備	配置・拡大				
イ	保守対応窓口の 一本化	契約内容 の確認	保守窓口の一本化への対応			

基本方針 1 2 計画を円滑に推進していくための組織体制の確立

具体的施策⑰ 教育委員会内外の組織体制の強化

【実施内容】

ア 教育委員会における内部体制の強化

(ア) 本計画を円滑に推進していくために、担当課の見直し等、教育委員会の内部体制の強化を図る。【教育委員会】

イ 市長部局との連携・会議の実施

(ア) 本計画を円滑に推進していくために、教育委員会と市長部局との連携及び定期的な会議を実施する。【教育委員会・市長部局】

ウ 推進委員会（仮）の設置

(ア) 本計画推進のため、本計画に関わる担当課（市長部局含む。）から代表者を選任し、推進委員会（仮）を設置する。【教育委員会・学校・市長部局】

(イ) 推進委員会（仮）では、各具体的施策における実施内容や実施者（主管課）の検討を行い、実行計画を決定する。【教育委員会・学校・市長部局】

(ウ) 推進委員会（仮）で決定した実行計画に基づいて、実施者（主管課）が各事業を推進する。【教育委員会・学校・市長部局】

(エ) 推進委員会（仮）は、モデル校での取組結果等の検証を行う。
【教育委員会・学校・市長部局】

スケジュール：

実施内容		令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
ア	教育委員会における内部体制の強化	体制の検討		内部体制の強化		
イ	市長部局との連携・会議の実施	連携体制の確立・会議の実施				
ウ	推進委員会（仮）の設置と運用	設置・運用				

松本市学校教育情報化推進計画 (本計画)

推進

推進委員会

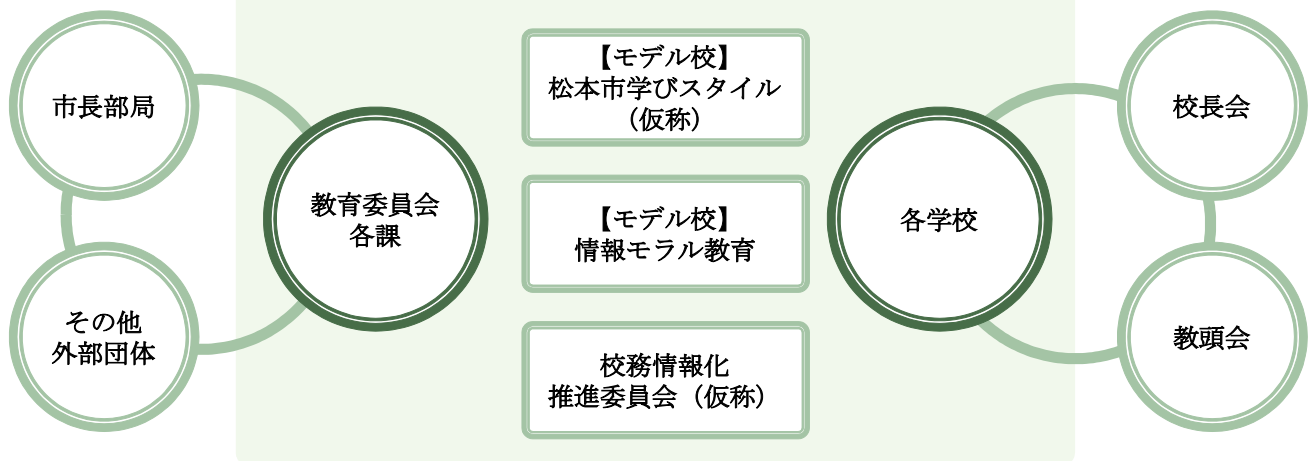


図 推進体制イメージ

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理

【実施内容】

策定した計画が円滑に進んでいるかを測るために、年に1回進捗の確認を実施します。また、本計画は国の政策とも整合性を図っているため、政策の見直しが行われた場合には、計画の見直し等を検討します。【教育委員会】

参考 用語集

用語	意味
ICT	Information and Communication Technology の略で、コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと。
学校教育法	現行学校制度の基本を規定した法律。基本教育法とともに成立した。
基本教育法	日本国憲法の花神にのっとり、教育の基本を確立するとともに、その振興を図るために制定された法律。学校教育法とともに成立した。
学習指導要領	全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるもの
第3期教育振興基本計画	教育基本法に示された理念の実現と、日本の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として策定する計画。平成30年6月15日付けで第3期計画が閣議決定された。
教育の情報化ビジョン	政府全体の動向や懇談会等の議論を踏まえ、文部科学省が取りまとめた、2020年度に向けた教育の情報化に関する総合的な推進方策
教育の情報化に関する手引	新学習指導要領の下で教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導を始め、学校・教育委員会の具体的な取組みの参考にできるよう、文部科学省が取りまとめた手引
教育の情報化加速化プラン	国、地方公共団体、学校が連携し、それぞれの責任を果たしながら教育の情報化に取り組めるよう、「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」における議論を基に策定された計画
教育のICT化に向けた環境整備5か年計画	新学習指導要領の実施を見据えて取りまとめられた「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ策定された計画
学校における働き方改革に関する緊急対策	平成29年12月22日に中央教育審議会においてまとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」の具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を取りまとめたもの

用語	意味
教育情報セキュリティポリシーのガイドライン	地方公共団体が設置する学校を対象とする情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、学校における情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したもの
生きる力	知・徳・体のバランスのとれた力のこと。学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であると述べている。
情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的資質のこと。
主体的・対話的で深い学び	学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることを目的とし、「どのように学ぶか」という質が重視された学び
プログラミング教育	新学習指導要領に記載された一つで、小学校では、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を指し、中学校では「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」について学ぶことを指す。
カリキュラム・マネジメント	児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
ICT 支援員	学校の ICT 化を支援するために、教育委員会内及び学校内に置き、教員の ICT 活用をサポートする人員のこと（例：授業、校務、教員研修などの場面において）。
リプレイス	ハードウェアやソフトウェアなどが置き換わる・入れ替わること。
無線 LAN 環境	無線で接続する校内ネットワークの環境
個に応じた学習	学校や児童生徒の実態に応じた学習のこと。個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導によってなされる学習
情報モラル	情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度
デジタル教科書	教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材

用語	意味
デジタル教材	デジタルデータとして作成された教材のこと。教科書に準拠した教材以外にも、民間企業や各種団体が開発している教材、教育センター等で作成されている地域ごとの教材、教員が独自に作成した教材などがある。
指導要録	児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿
テレワーク	コンピューターや通信回線等を利用して、学校以外の場所で仕事を行うこと。
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を維持すること。
大型提示装置	学習者用コンピューター又は指導者用コンピューターと有線又は無線で接続させることを前提として、大きく映す提示機能を有するもの。プロジェクターや大型テレビなどが該当する。
実物投影機	教科書や資料、立体物をそのまま画像でスクリーンなどに映し出す機器のこと。
統合型校務支援システム	情報共有系（メール、スケジュール、掲示板等）、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステムのこと。
全国学力・学習状況調査	文部科学省が主体となり、毎年1回実施している、全国的に子どもたちの学力状況を把握している調査
第2次松本市教育振興基本計画	平成29年度からの5年間における松本市の教育施策の展開を示す計画
松本市新情報化基本計画	「松本市情報化（ICT）基本戦略」及び「松本市電子自治体推進計画」の後継として平成29年度に策定した計画



松本市学校教育情報化推進計画

令和元年 9 月発行

発行	松本市教育委員会 〒390-0874 長野県松本市大手 3 丁目 8 番 13 号 TEL 0263-33-9847
編集	松本市教育委員会学校教育課
著作権	本書の著作権は原則として松本市が所有しています。 ただし、11、12 ページで利用しているイラストの著作権は全て 株式会社 JMC が所有しており、無断利用・無断転載等を禁止します。

松本市ホームページアドレス

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp>